

# 手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会（第2回）

## 次 第

〔 令和3年5月28日（金）午前10時～  
Web会議（Webex） 〕

1. 自主行動計画（骨子案）について（事務局）
2. 中小企業・小規模事業者における手形・小切手機能の電子化に向けて  
（日本商工会議所様、全国商工会連合会様、全国中小企業団体中央会様）
3. 手形・小切手機能の全面的な電子化等に向けた取組みについて（三井住友銀行様）
4. 質疑応答・意見交換

以 上

第2回「手形・小切手機能の『全面的な電子化』に関する検討会」資料

# 自主行動計画（骨子案）について

令和3年5月28日  
一般社団法人全国銀行協会

## 〈目次〉

<b>I. 自主行動計画の概要</b>	<b>P. 2</b>
<b>II. 自主行動計画の全体像</b>	<b>P. 7</b>
<b>III. Appendix</b>	<b>P. 9</b>



# **I . 自主行動計画の概要**

## I - 1 .自主行動計画の概要 ①

- 第1回会合における意見募集結果を踏まえ、自主行動計画の構成を下表のとおりとした(下線部が追加項目)
- ついては、骨子案(資料3)の内容について、メンバーの皆様からご意見等をお寄せいただきたい【提出期限:6月9日(水)17時】(提出方法は、「検討会の運営」(第1回会合で提示)ご参照)

### (1) 金融機関の取組強化

#### ① 決済関連手数料の見直し

- |                        |   |
|------------------------|---|
| a. 約束手形等に関連する手数料体系の見直し | 各金融機関は、取引当事者間における適切なコスト負担の観点から各種手数料体系を見直し、合理的かつ適正な価格設定を実施することが考えられる |
| b. 電子的決済サービスの手数料の低減    | 各金融機関は、電子的決済サービスを利用する際の1件当たりの手数料について、合理的かつ適正な価格に見直すことも考えられる         |

#### ② 電子的決済サービスの普及促進策

- |                                    |  |  |
|------------------------------------|--|--|
| a. 約束手形等と同等以上の商品性の確保               | (a)IBの契約がなくても利用可能な設計   | でんさいネットにおいて、IBの契約がなくてもでんさいの利用を可能とする新しいチャネルの構築について検討する                      |
|                                    | (b)でんさいの機能・サービスの改善   | でんさいネットにおいて、システム開発を行い、2022年度を目途に支払期日/債権金額の制限を緩和する                          |
|                                    | (c)取引に関する証明書類の発行   | でんさいネットは、既に各種サービスを提供済。その他のサービスは、利用者のニーズ等も踏まえ、必要に応じて対応を検討する                 |
|                                    | (d)電子記録債権の互換性確保  | でんさいネットは、既に「特定記録機関変更記録」サービスを開始済。当該サービスの手数料については、利用者のニーズ等も踏まえ、必要に応じて対応を検討する |
| b. <u>でんさいの機能やメリットに係る周知強化</u>      | 各金融機関は、でんさいネットの各種施策(利用促進ツールの提供等)を活用し、でんさいの機能やメリットに係る周知を強化する      |  |
| c. IBの商品性向上および <u>セキュリティ強化</u>     | 各金融機関は、IBについてユーザーフレンドリーなサービス設計を検討するとともに、技術動向を踏まえセキュリティを強化する必要がある |  |
| d. 中小・小規模事業者向けの新規導入ITサポート          | 各金融機関は、特にITリテラシーが十分でない利用者等を想定して、ITリテラシー向上に向けた取組みや支援を実施する必要がある    |  |
| e. <u>金融機関職員の教育・人材育成</u>           | 各金融機関は、でんさいネットによる金融機関職員向け研修への講師派遣等を活用し、職員の教育・人材育成を行う必要           |  |
| f. <u>使いやすいファクタリングサービスの提供</u>      | 各金融機関は、ファクタリングサービスを提供する事業者との連携により、使いやすいファクタリングサービスを提供することが考えられる  |  |
| g. <u>その他、企業間取引の電子化・効率化のための取組み</u> | 金融界は政府のDX・デジタル化推進の動きを踏まえ、金融取引の電子化の側面から事業者の生産性向上を積極的に後押しする必要がある   |  |

#### ③ 約束手形の利用を廃止する事業者に対する資金繰り支援

各金融機関は、(株)日本政策金融公庫による低利融資制度や下請中小企業振興法にもとづく公的支援措置の趣旨や動向を踏まえ、事業者の資金繰り支援に真摯に対応する必要がある

#### ④ 参考事例の紹介など周知強化策

全銀協は、独占禁止法の観点に留意しつつ、必要に応じて金融庁(P)や関係団体の協力も得ながら、金融機関の取組事例をアンケート等で調査し、金融機関にフィードバックする

## I - 2. 自主行動計画の概要 ②

### (2) 官民の連携強化

#### ① 補助金等の有効活用に向けた検討

約束手形等から電子的決済サービスへ移行する事業者は、経済産業省が実施している「IT導入補助金」等の支援事業を活用することが考えられる。ただし、本補助金はITツール導入時のイニシャルコストを対象としたものであるところ、約束手形等の利用者が電子的決済サービスに移行するためには、ランニングコストも含めた支援が求められることから、金融界は、関係省庁と連携して、現行の各種支援事業の見直し(補助対象範囲の拡大や要件緩和等)や新たな補助金の創設・拡充について検討することが考えられる。

#### ② 産業界への働きかけの実施

全銀協は、中小企業庁をはじめとする関係省庁や業界団体等と連携し、産業界に対し、電子的決済サービスへの移行に向けた働きかけを行っていく。各金融機関は、産業界とタイアップするなどして、産業界が主催する説明会への登壇等の啓蒙活動や、約束手形の利用を廃止する事業者に対する融資制度の周知などの取組みを推進する。関係省庁は、業界団体等を通じて産業界における取引慣行の見直しや電子的決済サービスの積極的な活用を勧奨するなど、官と民、産業界と金融界が一体となった取組みが不可欠である。

### (3) その他(課題整理)

#### ① 手形・小切手機能の全面的な電子化により影響を受ける金融機関サービス

各金融機関は、約束手形等を前提としたサービス(手形担保貸付や預金小切手等)の廃止や代替サービス(でんさい担保貸付、でんさい割引等)の提供について検討することが考えられる。

#### ② 電子交換所との関係性

全銀協が、2022年の稼働を目指して設立予定の「電子交換所」について、本行動計画の進捗による手形・小切手の流通状況等を踏まえ、その稼働後のあり方について検討していく必要があり、本行動計画における中間的な評価(2024年度に実施)を踏まえ、検討を行うこととする。

### (4) 産業界における自主行動計画との関係

産業界における自主行動計画については、金融界と同様、今夏(2021年夏)までの策定が求められていることから、既存の自主行動計画の改定が行われる見込みであるが、本行動計画における各施策を進めるに当たっては、産業界における自主行動計画と歩調を合わせる必要がある。そのため、双方の自主行動計画における進捗状況等については、関係省庁を通じて、相互に共有・確認するなど、密接な連携を図る必要がある。その他、官民連携した広報活動や計画的な周知を実施するなど、約束手形等の利用の廃止に向け、事業者への強力な情報発信が必要である。

## I-3. いただいたご意見と対応案①

項番	ご意見	対応（案）
1	<p>本検討会の設置要綱においては、本行動計画とは別に、小切手機能の「全面的な電子化」等に向けたアクションプランを策定し、その進捗をフォローアップするとされていたが、本行動計画で検討されるべき項目の中には、小切手も含まれている。本行動計画の範囲には、小切手も含まれ、設置要綱とは異なる対応で進めるという理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。当初は、本検討会の設置要綱にあるとおり、本行動計画とは別に小切手のアクションプランを作成（手形を優先して策定）することを想定しておりましたが、以下の理由から、本行動計画の範囲には、小切手も加えることとし、本行動計画のタイトルも「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」といたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 決済手段の電子化は、わが国のDX化に向けての喫緊の課題であることから、同じく紙の決済手段である小切手についても手形と同じ時間軸で、スピード感を持って電子化を進めていく必要がある</li> <li>② 紙の決済手段の電子化に向けては、手形と小切手で共通する取組みや施策が存在することから、計画やフォローアップについても一本化した方が合理的と言える</li> </ul>
2	<p>【項目追加】各金融機関の行動計画に対する定期的なフォローアップの実施、PDCAの実行について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 手形・小切手の全面的な電子化の推進には、金融界が一丸となった取組みが極めて重要であり、事業者を顧客として抱えている各金融機関の地道な取組みが不可欠である。よって、各金融機関も行動計画を策定し、その取組みや実績について「見える化」して効果を検証していく等、PDCAを回していくことが必要である。</li> <li>• そして、本検討会において各金融機関の行動計画を毎年フォローアップすることにより、実施状況を評価し、PDCAサイクルにより電子化への取り組みを進めていくべきである。</li> <li>• 例えば、金融機関の行動計画の項目として、「周知強化策」「利便性向上策」「導入支援策」等を設定し、各金融機関から定期的に対応状況について報告。</li> <li>• その際、「インターネットバンキング利用者数・利用率」「でんさい登録者数・登録率」「手形・小切手帳の発行件数」等、定量的な計画を設定し、進捗状況をモニタリングすることが必要と考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ご指摘のとおり、各金融機関における取組みや実績の可視化等、PDCAを回していくことは重要であることから、本行動計画においても各金融機関における評価項目を定期的にフォローするとともに、目標達成に向けたPDCAサイクルを回し、成果が出るまで粘り強く取り組んでいくことといたしました。（骨子案「3. 評価・検証」に記載）</li> <li>• また、金融機関の行動計画の項目として、「周知強化策」、「利便性向上策」、「導入支援策」を挙げていただいておりますが、各対策（左記対策に「経済効果改善策」を加えた4つの対策）の取組状況については、全銀協において定期的に（半年に1回程度）アンケートを実施しておりますので、その結果も参考にしつつ、課題や好事例の収集に努めて参ります。</li> <li>• ご意見のとおり、金融機関における各施策の実効性を確保するためには、定量的な数値目標の設定が有効と考えられ、左記のご提案等、様々な数値目標が想定されますが、約束手形等の発行自体を削減する観点からは、「手形・小切手を振り出している顧客数の減少状況」が有効な指標と考えました。（「3. 評価・検証」に記載）</li> </ul>

## I-4. いただいたご意見と対応案②

項番	ご意見	対応（案）
3	<p>定量的な計画の策定として、「紙手形からでんさいへの移行枚数」等を追加してはどうか。</p>	<p>中小企業庁様の報告書によると、手形については、短サイクルの振込に移行することを念頭に置いておられることから、紙手形の移行先は、でんさいに限定されないものと理解しております。そのため、項番2のとおり、「手形・小切手を振り出している顧客数の減少状況」が有効な指標と考えました。（骨子案「(4) 産業界における自主行動計画との関係」に記載）</p>
4	<p>本検討会「資料4」のP.4の記載の記載のとおり、産業界の検討事項（約束手形の運用改善、約束手形の利用廃止、支払条件に関する情報開示の充実）に対する方向性を織り込むことが望ましい（理由）</p> <p>①現在の取引慣行等が改善されない限り、中小・小規模事業者に対する資金繰り等の負担は軽減されない</p> <p>②紙が単に電子化されるに過ぎないのではないかと疑問が残ること</p> <p>③金融機関も手数料の引き下げ等の身を削っての行動計画をするのであれば、官民連携でこれまでの取引慣行を見直す時期に来ているものと考えられる。</p> <p>④手形・小切手の「全面的な電子化」は社会的要請であり、官と産業界および金融界が一体とならないと目的を達成することが難しいと考えられる。</p>	<p>現時点で、産業界の自主行動計画における検討事項に対する方向性は確認できませんでしたが、ご意見を踏まえ、「本行動計画における各施策を進めるに当たっては、産業界における自主行動計画と歩調を合わせる必要がある」旨を記載いたしました。（骨子案「(4) 産業界における自主行動計画との関係」に記載）</p>





## **Ⅱ. 自主行動計画の全体像**

## Ⅱ.本行動計画の全体像（案）

- 本行動計画の全体像は以下のとおり。目標達成に向けてPDCAサイクルを回し、成果が出るまで粘り強く取り組んでいくことが重要

### 【本検討会】

- ・ 自主行動計画を策定し、取組事項を整理
- ・ 評価項目を以下のとおり明確化
  - ① 手形・小切手帳発行手数料等の適正化
  - ② IBおよび電子記録債権に関する利用料等の低減化
  - ③ 銀行振込や電子記録債権の利便性向上(改善)策
  - ④ IBおよび電子記録債権の導入支援策
  - ⑤ 手形・小切手を振り出している顧客数の削減
  - ⑥ 日本政策金融公庫の融資制度等の活用

### 【関係省庁】

産業界の自主行動計画との歩調合わせ

- ### 【各金融機関】
- ① 決済関連手数料の見直し
  - ② 電子的決済サービスの普及促進策
  - ③ 事業者に対する資金繰り支援

- ### 【全銀協】
- ・ 参考事例の紹介など周知強化策
  - ・ 関係省庁等との連携による産業界への働きかけ

### 【関係省庁】

- ・ 周知・広報活動による事業者への強力な情報発信
- ・ 産業界における取引慣行の見直し等の勧奨
- ・ 産業界における自主行動計画への不参加業種に対する参加促進

**Plan**

(計画策定)

**Do**

(施策実施)

目標：2026年度末までに全国手形交換枚数（手形・小切手）をゼロにする

### 【各金融機関】

- ・ 進捗が十分でなかった項目の改善に向けた施策の見直し(毎年度)

**Act**

(見直し・改善)

**Check**

(評価・検証)

### 【関係省庁】

- ・ 産業界および金融界の自主行動計画のフォローアップならびに進捗状況等の相互共有・確認

### 【各金融機関】

- ・ 評価項目の取組状況の確認・報告

### 【各業態】

- ・ 各金融機関の特性に応じた類型分類等をきめ細かくフォローアップ

### 【本検討会】

- ・ 本行動計画の見直し要否を検討(2024年度)

### 【本検討会】

- ・ 各金融機関における取組状況の取りまとめ



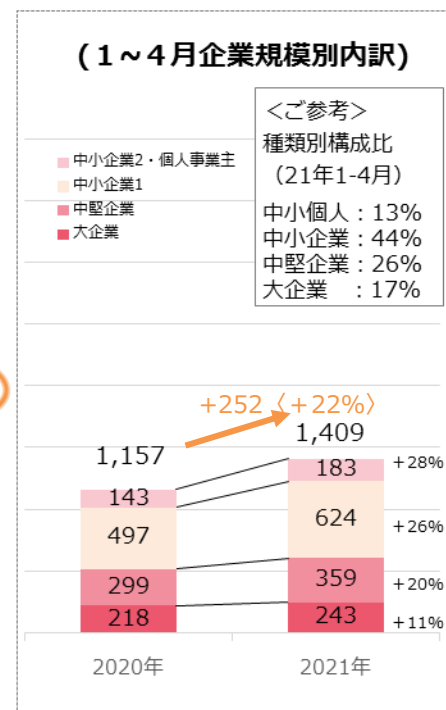
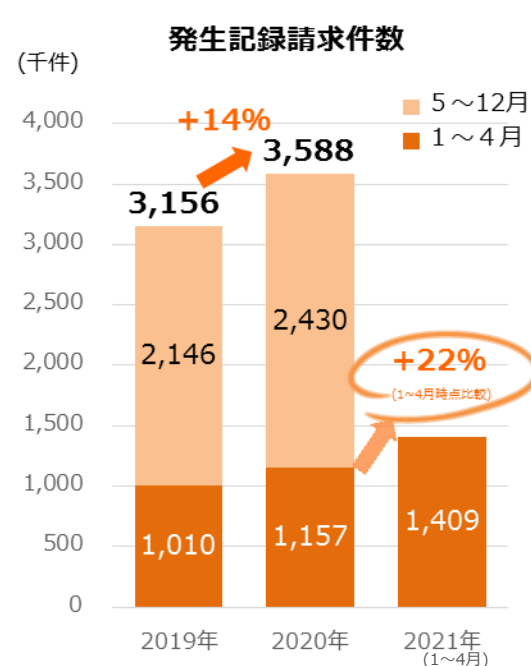
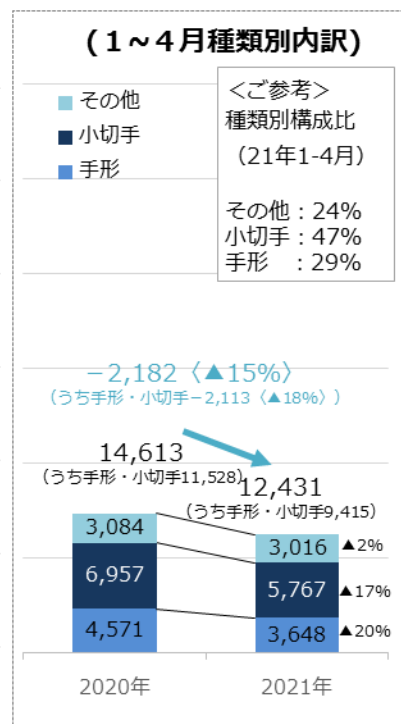
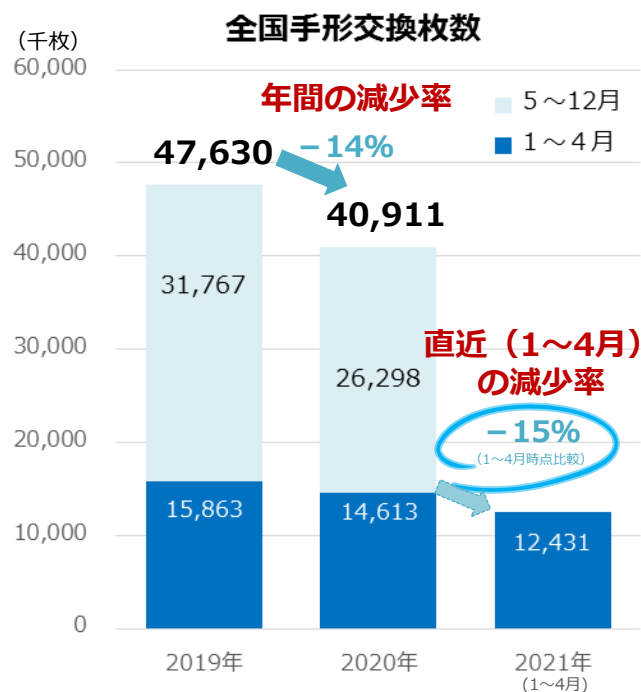
## **III. Appendix**

## 全国手形交換枚数とでんさいの発生記録請求件数の推移(2021年1~4月)

- 足下(2021年1~4月)の全国手形交換枚数は、前年と同水準で減少しており、減少の勢いは維持(▲14%→▲15%)
- 一方、でんさいの発生記録請求件数は前年よりも増加率が向上(14%→22%)。企業規模別に見ても満遍なく増加

### 全国手形交換枚数(2021年1~4月)

### でんさいの発生記録請求件数(2021年1~4月)



※種類別内訳は東京・大阪・名古屋の手形交換所における3月中の交換枚数をもとに比率を推計して算出

※大企業: 資本金10億円以上 / 中堅企業: " 1億円以上10億円未満 / 中小企業1: " 2,000万円以上1億円未満 / 中小企業2: " 2,000万円未満



一般社団法人

全国銀行協会